

西尾市行政改革 第2次実行計画（第13号）

平成12年 3月21日決定

入札及び契約制度の見直しについて

1 現況と課題

本市の入札・契約制度の実施状況については、制限付き一般競争入札制度の導入や予定価格の事後公表の実施など、他自治体に比べて、透明性、公平性の面で先進的であり、今後もこれまで進めてきた入札・契約制度を定着させ、さらに浸透させなければならない。

また、昨今、国・県等において公共工事コスト縮減計画にあわせ、入札・契約制度の一層の見直しが図られており、本市においてもそれらの方式の採用について検討していく必要がある。

そこで、新たな方式導入の検討にあたっては、新しい視点に立って、各種方式のもつ特徴を勘案し、対象工事の性格、建設業者の状況等に応じ、最適な方式を選択できる仕組みの導入の検討を行い、公共工事のより一層の公正・公平性の確保と透明性で開かれた行政を推進するために、入札・契約制度の見直しを行うものである。

本市の平成 9、10、11年度の入札・契約状況

入札・契約種別	平成9年度	平成10年度	平成11年度
指名競争入札件数	303	297	291
一般競争入札件数	31	22	23
指名競争入札件数 共同企業体基準以上 (建築工事5億円、土木工事2億円)	1	3	4
その他(随意契約のもの)	22	31	18
入札・契約全件数	357	353	336

(平成12年2月16日現在)

2 今後の方針

(1) 制限付き一般競争入札の本格実施

ア 本市の工事入札制度は、厳正な執行姿勢、開かれた制度、建設業者の健全育成を基本とし、従来の指名競争入札に加え、平成6年度から制限付き一般競争入札を試行的に導入しており、その内容は以下のとおりである

- ・対象工事 建設工事で設計金額が3,000万円以上の工事
- ・入札参加者 入札参加者資格等審査会において審査された公告事項に基づく。

イ 一般競争入札のメリット

指名競争入札方式が、業者選定に係る不祥事を引き起こす一因になっていると指摘されており、不正の起きにくい入札・契約方式への改革が必要である。

一般競争入札方式のメリットは、以下のとおりである。

手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと。

透明性が高く、第三者による監視が容易であること。

入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く、競争性が高いこと。

ウ 既に平成6年度から試行的に実施しており、運用上の問題も生じていない。

平成12年度から制限付き一般競争入札制度は、本格実施とする。

(2) 予定価格の公表

ア 事後公表

予定価格の事後公表については、不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資するため平成10年度から実施している。事後公表といえども同種工事の予定価格を類推させるという問題が指摘されている。

しかし、積算基準に関する図書の公表が進み、既に相当程度の積算能力があれば価格の積算が可能となっていることや、施工技術の進歩等により工事内容が多様化し、事後公表を行ったとしても以降の工事の予定価格を類推することには一定の限界があるなど、入札制度の透明性を確保する目的で現在に至っている。

イ 事前公表

予定価格の事前公表は、事後公表による効果に加えて、予定価格を探ろうとする不正な動きを防止する効果があると指摘されている。本市としても公正、公平を確保するとともに一層透明性を高めることによって、諸問題を未然に防止し、併せて発注者側の厳正な姿勢を表すために、現状よりも一歩進んだ予定価格の事前公表を導入することが望ましいと考える。

なお、運用で問題が生じた場合には、改めて検討を加えることとする。

地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするることができる。

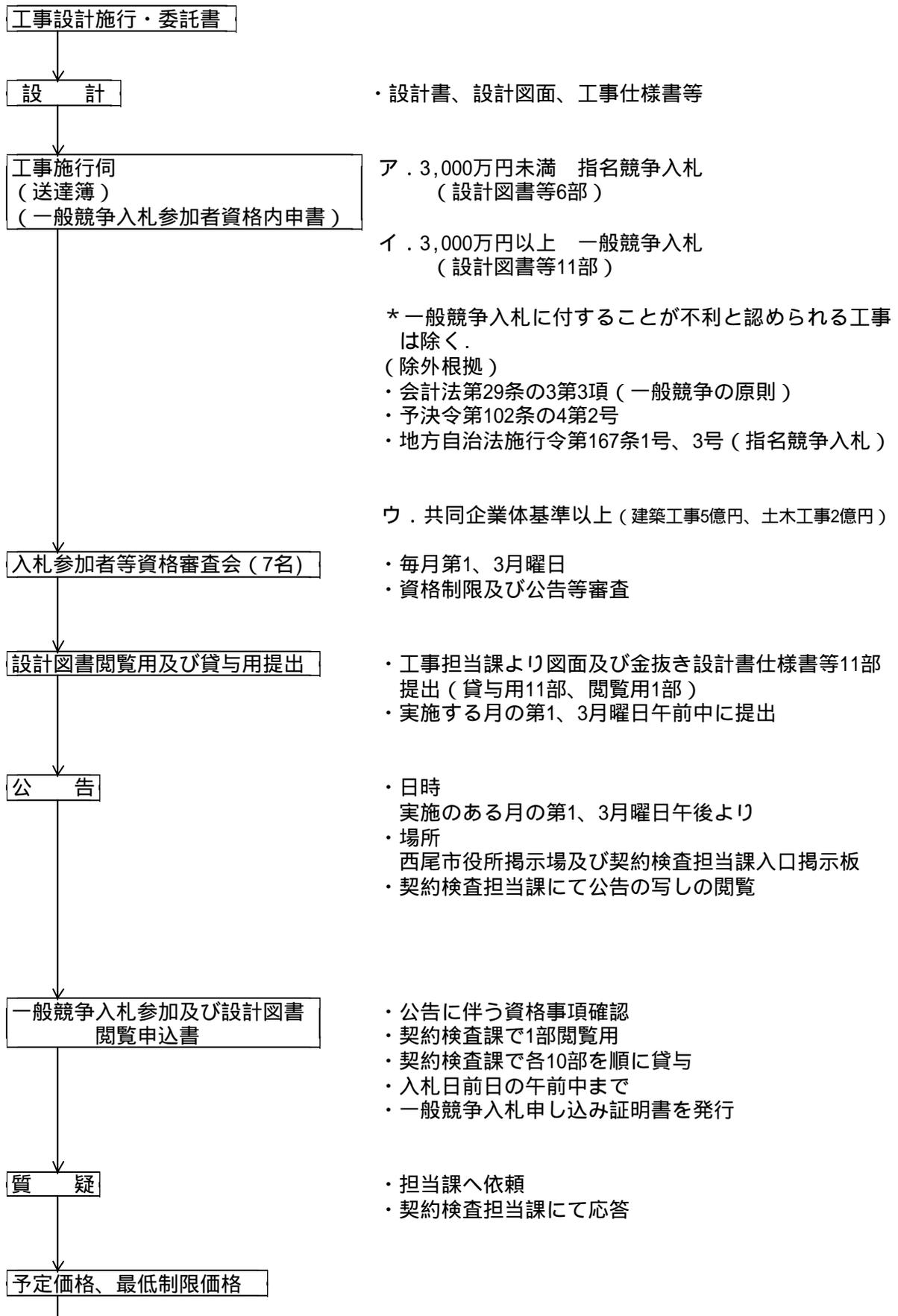
西尾市契約規則

(最低制限価格の作成)

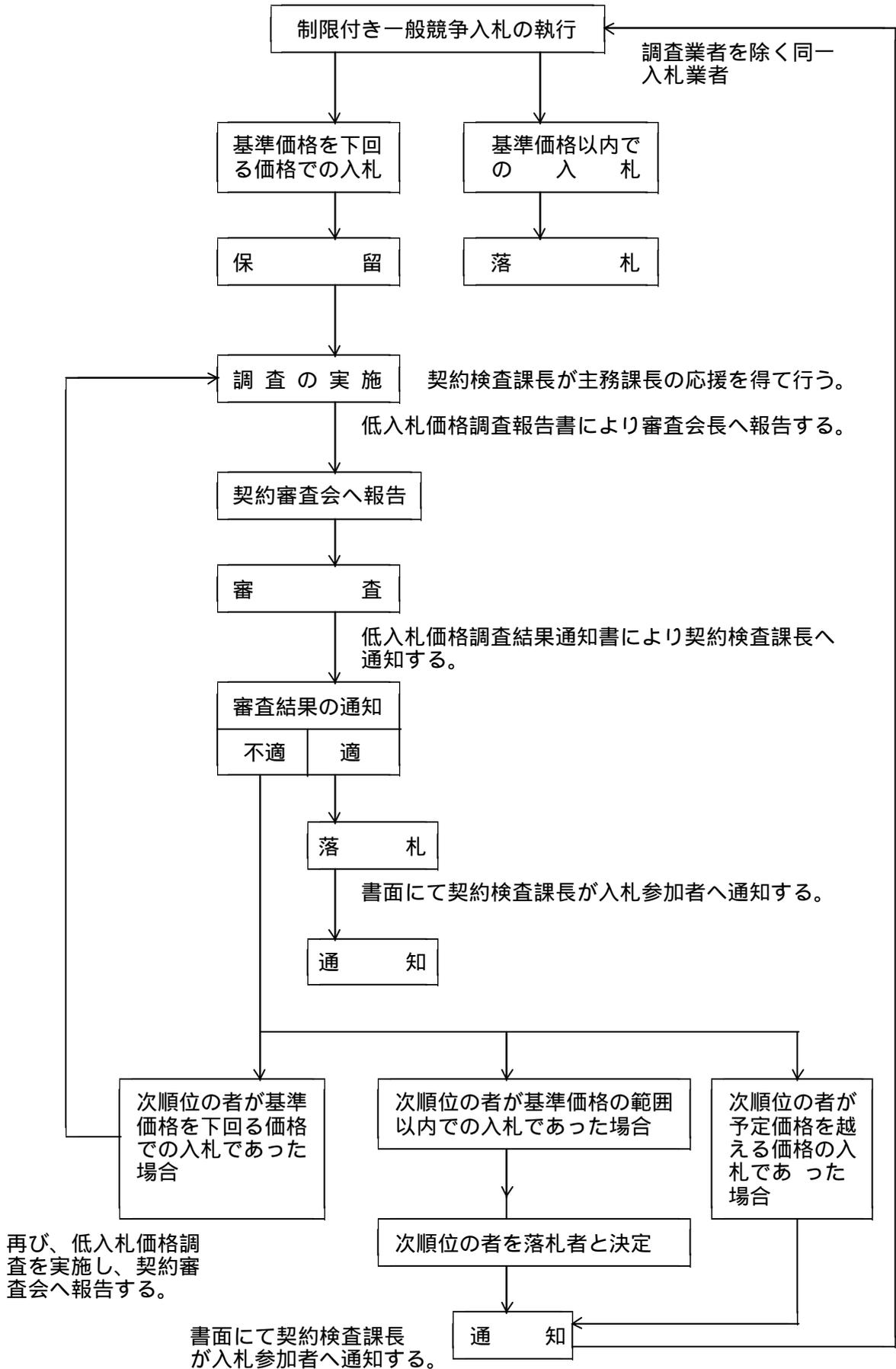
第15条 契約担当者は、令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設ける場合には、前条の規定により決定した予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

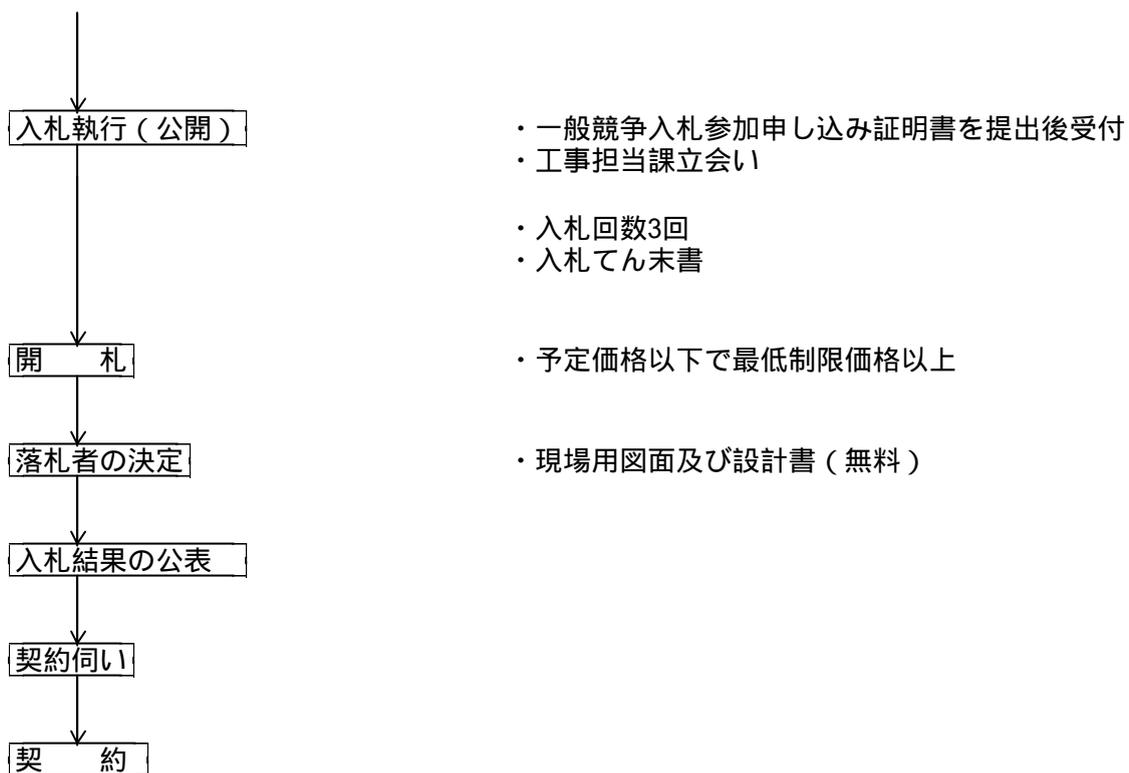
2 前項の規定により最低制限価格を定めたときは、第13条に規定する予定価格に併記しなければならない。

入札・契約事務の流れ



低入札価格調査制度フロー





平成12年度中に予定価格の事前公表を試行する。

対象は次のとおりとする。

種別 予定価格を設定する工事（業務を含む。）

金額 設計金額300万円以上

(3) 低入札価格調査制度の導入

ア 最低制限価格制度

(ア) 制度のあらまし

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定した場合、これを下回る価格で応札したものは、失格となる

(イ) 本市の状況

地方自治法施行令第167条の10第2項及び西尾市契約規則第15条の規定を受け、指名、一般競争入札に関わらず建設工事（解体及びカーテン等取付工事は除く。）において、全て最低制限価格を設定している。

イ 低入札価格調査制度

(ア) 制度のあらまし

低入札価格調査制度は、最低制限価格に代わり、新たに「調査基準価格」を設けてこの価格を下回る応札があったときは、落札を保留して最低札を投じた者の積算内訳などの調査を行い、審査委員会の審査を経て、適正に施工できると判断した場合には、最低札を投じた者を落札者とする制度である。

下表は、地方公共団体の入札・契約手続きに関する実態調査から低入札価格調査制度の導入状況である。

低入札価格調査の導入（団体数）

区 分	平成10年度調査	平成11年度調査
都道府県（全 47）	43（ 91.5%）	44（ 93.7%）
指定都市（全 12）	12（ 100 %）	12（ 100 %）
市 町 村（全 3243）	90（ 2.8%）	214（ 6.6%）
合 計（全 3303）	145（ 4.4%）	270（ 8.2%）

ウ メリットと課題

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは、最低制限価格制度よりも望ましい制度である。

しかし、調査基準価格を下回るとき、その入札を保留して対象業者への事情聴取等を行い、審査会に諮り、決定を受けるという調査及び審査等の事務が生じ、迅速に行うべき入札・契約事務を停滞させる等の問題点がある。

最低制限価格を下回るような低い水準で応札した場合、一律に失格とする最低制限価格制度の見直しを行い、企業努力による真の競争性に対して一定の評価をするため、低入札価格調査制度を導入することが望ましい。

平成13年度から低入札価格調査制度を試行する。

対象工事は次のとおりとする。

種別 全ての建設工事（解体、カーテン等取付工事を除く。）

金額 設計金額300万円以上

(4) 入札時VE、契約後VE制度

ア 制度のあらまし

公共工事における新たな入札・契約方式を、入札・施工の段階別に、技術提案の範囲、落札者の決定方法により区分すると次の各号のとおりである。

(ア) 工事の入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式（入札時VE）

・落札者の決定方法が価格のみの競争であるもの（技術提案型競争入札方式）

・落札者の決定方法が総合評価方式であるもの（技術提案総合評価方式）

(イ) 施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式（契約後VE）

(ウ) 入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する方式（設計・施工一括発注方式）

イ 課題

この新たな入札・契約方式は、技術提案について、競争参加者を決定するための事前審査や落札者を決定するための価格を含めた総合評価等を公正、的確かつ速やかに行うことが必要であり、これらの審査に対する信頼性の確保が運用上の重要な課題となる。審査体制については発注者内部の合議制の機関を活用し、技術的に特殊な場合には、必要に応じて外部の専門家の意見を聴くこととなる。また、審査の公正さを担保するため、手続きの透明性の確保が必要である。

さらに、受注者の技術提案を促すためにも、受注した場合のメリットとして、適正な提案について企業評価に反映させなければならない。

なお、契約後VEの場合には、提案の企業評価の反映のほか、提案により工事費が減額変更された場合の完成工事高に関する企業評価上の扱いについて適切な配慮が加えられなければならない。

今後、これらの課題を精査して、品質確保、コスト縮減等を図るために民間の技術力を一層広く活用する仕組みを導入するとともに、これにより技術力による競争的環境の整備がなされることが、望まれるところである。

入札時V E、契約時V E 制度については、公共工事コスト縮減推進部会で継続的に研究を進める。

V E (Value Engineering) は、「最低のライフサイクルコストで必要な機能を確実に達成するために製品やサービスの機能分析に注ぐ組織的努力」と定義されており、製品やサービスの開発・設計や改善、製造方法や業務の計画や改善のために広く産業界で活用されている管理技術である。

資料 1 地方自治法施行令及び西尾市契約規則

資料 2 入札・契約事務の流れ

資料 3 低入札価格調査制度フロー